文法における形式と意味

佐藤喜代治

(一)

言語には音声または文字といふ外形の側面と、それによって表現される意味といふ側面とがある。音声を観察する場合にも意味を考慮しなければならないが、語や文の問題になると、意味といふものが特に深いかかはりをもってくる。文法を研究する場合にも、ここに重要で困難な問題が生じてくる。

外形的な側面と、それによって表現される意味とは共に言語成立の条件であるから、この二つのうち、いづれをも無視しては言語の研究はできない。しかし、この二つは、時枝博士も言はれたやうに、相並んで言語に内在してゐるものではない。意味は音声の陰にひそんでゐる実体ではなくて、実際には人間の思想であり、感情であり、広く言へば、心のはたらきにほかならない。それが音声によって言語といふ形式として表現されたときに、表現された心のはたらきを意味と呼ぶのである。この心のはたらきがどのやうに言語形式において表現されるか、言ひ換へれば、言語にはどのやうな表現形式があり、それぞれの表現形式はどのやうな心のはたらきと対応するか、すなはち、どのやうな意味を表はすか、その一般的な法則を明らかにしようとするところに言語研究の目的があるはずである。

かういふ点から考へれば、言語は具体的には形式そのものであると言へる。従って、文法研究においても表現形式に即して文法を考へなければならない。思想の法則によって言語の表現形式を律してはならない。同時に、形式を重んずることは言語の性質から見て当然であるが、次の重要な問題は、形式を形式として切り離して取り扱ふのでなく、意味がどのやうに形式に表現されるか、形式と意味との関係を明確にすることである。この点を十分に検討しなかったところに、在来の文法研究の欠陥があったのではないかと思はれる。ここでは、かういふ問題を中心として文法研究の方法を考へ、合せて、文法における形式といふのはどんな事実であるかといふことについて吟味してみようと思ふ。

(二)

言語の表現形式と言っても、実際には一様でない。直接には、どのやうな種類の音韻を用ゐるか、その音韻がどのやうに組み合せら

れるか、どんな種類のアクセント・イントネーションを用ゐるかといふことが、問題になるが、文法に関して言へば、最も単純で明白なのは、たとへば用言・助動詞の活用のやうな語形変化である。従って、語を類別するにも活用の有無といふことが多くはまづ基準にされるのである。しかし、かういふ類別の方法が妥当か否かは別の問題で、活用の無い体言・副詞については別の方法によらなければならない。次に、語形の中に特別の徴標がなくても、語の位置のやうな相対的関係が一つの徴標となることがある。付属語は常に自立語の直後に来て、前に来ることはないといふのがその例である。また、ある付属語は用言・助動詞の一定の活用形に接続して、他の活用形には接続しないといふことがある。このやうな語の位置、順序、あるいは接続のし方を単に形式といふことには問題があるかもしれないが、これらの場合に形式といふのは決して語形に限定すべきでなく、文の形式といふことも考へることができるであらう。語を用ゐてどのやうに文を構成するか、その表現のし方をも含めてひろく形式と考へることが許されると思ふ。

語の場合においても、いはゆる形容動詞のやうに、一語か二語かを決定することが困難な場合があり、また、指定の助動詞「だ」の連用形といはれる「で」「に」と格助詞の「で」「に」とは相異なる語かどうかを判定することも容易でない。文において、その形式をとらへることは更に困難な問題を含んでゐる。主語・述語・修飾語をどうして形式としてとらへるか。これらの概念を規定する場合、ともすれば意味にたよりがちである。たとへば、教科書などで「何が何だ。」「誰がどうする。」の「何が」「誰が」に相当するのが主語だと説くのは実際に即した説明であるが、動作または存在の主体を表はすものが主語だと説くことになると、それは意味にたよったことになる。また、意味の方から見ても、主語が常に動作または存在の主体であるわけではない。また、主語と主題とを区別すべきことも明らかである。(註一)「おかあさんの頭にはこのごろ白髪がふえた。」「私は父を最も尊敬します。」といふ場合、「母」や「父」が主題でないとは言へないであらう。

このやうに意味をよりどころとして主語を規定するところに方法論上の問題があるのであって、意味を主として考へる場合には、意味の違ひによって同じ主語でも区別しなければならなくなる。時枝博士が設定された対象語の概念がそれである。しかし、意味を主として考へる場合には、たとへば「水が飲みたい。」も「水を飲みたい。」も、意味は同じであり、事実、古くから両様の言ひ方が行なはれてきて、(註二)どちらも誤りとは言へないのであって、「水が」「水を」共に対象語と認めるべきではないかと考へられる。しかし、意味は同じであっても、「水が飲みたい。」と「水を飲みたい。」とは、表現のし方が違ふのであるから、その表現のし方の差異について記述し説明するところに文法研究の課題があるといふべきである。「それが私にはわからない。」と、「それを私は知らない。」といふ場合も、論理的な意味は同じであるとしても、文の構造が異なるところに文法の問題がある。「私はさう思ふ。」と「私にはさう思はれる。」とにおいても、論理的な意味は同じであっても、前者の積極的な表現と、後者の控へ目の表現とでは、文の構造が異なるだけでなく、その差異が意味の差異にまで及んでゐるのである。

山田孝雄先生は主語・述語を含む文を論理的判断に相当するものと考へ、論理的判断における主概念に相当する文法上の地位を主

格、賓概念に相当するものを賓格とし、主格と賓格とを結合統一し、判断における繫辞のはたらきをもつものを述格とした。この考へ方において、表現されるものにたよって主語を規定する限り、やはり意味中心の色彩が濃いと言はなければならぬ。

概念規定に当って意味にたよることが一概に誤りであるとは言へないであらう。言語は要するに意味を表現するものであって、それぞれの語はそれに対応する意味をになってゐる。従って、意味の違ひは語を見分ける一往の目じるしとはなるであらう。しかし、実際には言語とその表はす意味とが一対一で平行するものではない。そこに言語研究のむづかしさがある。そればかりでなく、言語には表現上の種々の制約がある。もっぱら意味にたよる場合は、言語研究にとって最も重要であるべき表現上の条件を見失ってしまふ。意味にたよることの危険性がそこにあるのである。

主語について言へば、主語は意味としては動作の主体であることもあり、叙述の主題であることもあり、また、動作の対象であることもあるが、そのいづれとも一致せず、また、そのいづれもが主語以外のものとしても表現されるのである。しかも、それらの意味にたよって主語を規定するところに方法上の問題があるので、言語表現における一つの概念としての主語は別個の観点から規定されなければならない。

言語表現における概念としての主語に並ぶものは述語・修飾語等である。それらと主語とはどのやうに異なるか、あるいは異ならないのか、相互の関連において考へるのが実際に即してゐる。

そこで、主語の概念規定をしばらく保留して、述語について考へてみよう。述語も、あることについて説明する語といふやうに説かれてきた。(註三) しかし、これも意味に基づいた規定である。具体的に述語となるものは用言、または用言に助動詞・助詞の加はったものであるが、その基本となるのは用言である。用言のうち、動詞は動作・存在などを表はし、形容詞・形容動詞は性質・状態などを表はす。この場合も、これらの意味の相違が直ちに両者を区別する基準となるわけではないが、それらがそれぞれ相異なる意味を表はすことは事実である。個々の用言は、動作とか状態とか、固有の意味を表はすが、用言が共通にもつ機能は述語となることである。「波が高い。」「波が高まる。」はそれぞれ独立した文となりうるが、「波が高さ。」といふ表現では日本語として正常な文と言へない。そこに「高い」「高まる」と「高さ」との違ひがある。それは単に語形の相違だけでなく、また語義の相違だけでもない。「高い」と「高まる」と「高さ」とは互ひに意味の上で若干の相違があり、それが語の用ゐ方に影響を及ぼしてゐるかもしれない。語義と関連があるにせよ、「高い」「高まる」と言へば文となり、「高さ」と言へば文とならないといふ点に用法上の相違があり、語を主として言へば、それぞれの語の役割が違ふのである。「高い」「高まる」の役割を他と区別して述語といふのである。

「波が高さ。」では正常な独立した文とならないのに反して、「波が高い。」が独立した文となるといふのは、文としては何らかのまとまりをもつべきであるといふ条件を満たしてゐることによる。用言が述語として用ゐられることによって始めて文が文としてのまとまりをもつ。文を文としてまとまりのある表現とするのが述語のはたらきであり、このはたらきを陳述と呼ぶのである。従って、この場合、陳述は言語表現の問題であって、論理的判断における繫辞の

作用に相当するとしても、判断における思考作用と同一ではない。

述語は、実際には、単に文を統一するはたらきをもつといふわけではない。「波が高い。」といふほかに、「波が高かった。」「波が高くない。」「波が高いだらう。」「波が高いか。」のやうに、断定・否定・想像・疑問等、種々の意味をも表はしてゐる。また、その述語によって文が完結することもあれば、さらに後に言ひ続けることもある。それぞれの場合に陳述のし方が異なるのである。個々の場合に陳述のし方は異なるが、述語によって文がまとまりのあるものとなることは共通してをり、それは言語表現に関することである。主語について考へる場合も、述語におけると同じ観点に立って言語表現の問題として考へなければならない。

述語のはたらきは、文にまとまりを与へるといふ統一作用である。文の諸成分は述語によって統一されるのである。統一されるといふこと、言ひ換へれば陳述の対象となることは文の諸成分にすべて共通してゐる。しかし、同じく陳述の対象となるにしても、主語の場合は、述語となる用言の性質・種類にかかはらず、陳述の対象として表現されるものである。その主語として用ゐられる語の種類は、体言または体言に準じて用ゐられる用言であって、その範囲は限定されてゐる。主語は連用修飾語と区別することができないと言はれることが多いが、連用修飾語はその修飾すべき用言固有の意味に依存するので、主語の場合、用言の性質・種類にかかはらないのとは異なる。主語は陳述の直接の対象として述語と直接関係にあり、述語の存在を必要とするが、連用修飾語は必ずしも述語を要求しない。連用修飾語によって修飾される用言はもちろん述語であることもあるが、それに限らず、連体修飾語または連用修飾語であってもいいのである。主語は必ず表現されるとは限らないが、表現されない場合でも、どんな種類の語が主語となるはずか、補はうとすれば補ひ得る。具体的に何を補ふかはその述語の意味によって制約される。これに対して、連用修飾語の方は、主語と同じく補はうとすれば補ひ得る場合もあるが、補ふことのできない場合もある。最初から表現されない場合に強ひて連用修飾語を付け加へれば、本来の表現意図をそこなふことがある。連用修飾語に用ゐられる語の範囲も、主語の場合と重なることもあり、主語とも連用修飾語とも見分けがつかないことがある。しかし、それは述語と連用修飾語との間でも起ることであって、紛らはしい事例があるからと言って、相互の区別を取り除くことはできない。

以上、主語について述べたところによって、同時に連用修飾語の性格もおのづから明らかであると思ふが、修飾といふのは、ある語が他の語の意味を限定することであり、純粋に意味の上の問題ではないか、それが文法上の問題になるのはどういふわけかといふ疑問も起ってくる。しかし、修飾といふことは確かに意味に関することには違ひないが、修飾語が文法上の概念となるのは、単に意味にかかはるだけでなく、その用ゐ方に一定のきまりがあるからである。大きく見れば、修飾語が一般に被修飾語の前に来るといふのも、きまりの一つであり、また、体言を修飾するか、用言を修飾するかによって、連体修飾語と連用修飾語とを区別するのも、きまりの一つである。(「もっとゆっくり」「もうしばらく」における「もっと」「もう」の類を連用修飾語に含めるときは、連用修飾語が用言を修飾すると限らない。)同じ用言でも、連体修飾語の場合は連体形となり、連用修飾語の場合は連用形となるといふやうなこともやはり

文法上のきまりである。連体修飾語に用ゐられるものと、連用修飾語に用ゐられるものとでは、語の範囲に相違があり、用ゐ方も同じではない。これらの区別を明確にすることが文法研究の課題である。「修飾」といふ語は意味を主としたもので、「修飾語」といふ術語は必ずしも適切でないが、その術語によって表はされてゐる文法上の事実を見のがしてはならない。

以上に述べてきた述語・主語・修飾語の概念規定についてはなほ詳しく吟味する必要があるかと思ふが、ここで特に明らかにしておきたいと思ふのは、文法の研究は言語表現にどんな法則があるかといふ観点から行なはれるべきであるといふことである。

わが国における文法研究は古典の解釈といふことから発達してきたために、文法の研究においても意味の面を重視し、意味の面から文法を観察する傾向が強い。山田孝雄先生が『日本文法論』において、それ以前の直訳的文法の弊を排し、国語における文法の事実を明らかにすることに努めたばかりでなく、進んで、その文法の事実を、心理・論理など、意味の側面からも説明しようとされた。それによって日本文法の研究は著しく理論的なものとなったが、それは結局、意味の側面を重く見ることであり、国語の事実を記述し、国語の文法体系を明らかにするといふ面がゆるがせになる傾向が生じてきたのではないかと思ふ。

(三)

日本語の文法が日本語の文法である限り、それは日本語の共通のきまりとして、その限りにおいて個々の言語表現に適用されるべきものであるが、個々の言語表現は千差万別であるから、そのことごとくの場合に文法にたよって理解するといふわけにはいかない。文法における法則は基本的なもので、個々の場合の意味を的確に余さず把握できるほど厳密ではない。

ほの聞ゆれば、しのぶれど、涙ほろほろとこぼれ給ひぬ。

(源氏物語・賢木)

物ものたまはで、いと憂くくちをしとおぼすに、涙ほろほろとこぼれ給ひぬ。

(同・夕霧)

といふ場合、「給ひぬ」といふ敬語は、もちろん「涙」に対する敬意表現ではなく、涙をこぼす人に対するものである。従って、この表現は文法的に見れば不当のやうにも思はれるが、作者にとっても、読者にとっても、それが日本語として異常な表現であるとは受け取られなかったのであらう。その点で文法の側における説明が不十分だとも考へられるし、また、日本語独自の性質に基づく点もあると思はれる。今後、文法の研究が進んで細かい点についてのきまりが明らかになれば、それだけ解釈も厳密になるであらう。しかし、結局、文法の効用にはおのづから限界がある。しかし、逆に言へば、文法は解釈のための重要な「わく」であって、その「わく」を越えた、ほしいままな解釈は許されない。種々の表現の中には、いはゆる破格のやうに、法則をはづれたものもあり、時代による変化もあるから、場合によっては「わく」を越えることにもなるが、さういふ特殊な場合があるからと言って、正常な場合をそれと同様に扱ふのは粗雑な態度である。

個々の言語活動においては、個々の場合における表現と理解とが目的であるから、その個々の場合における表現と理解とを的確有効に実現できるやうにといふのは言語に関心をもつものの等しく望む

ところであらう。そのためには、あらゆる努力を試みなければならぬ。植物を研究する場合に、温室で栽培した植物だけを研究するのでなく、野や山に生長してゐる自然の植物を対象としなければならぬやうに、言語研究においても、社会から隔絶された言語の観念だけをあげつらふのでなく、現実に話され、聞かれ、また書かれ、読まれる言語を観察し記述し説明するのでなければならぬ。しかし、それはあくまでも表現された限りの言語を対象とするのでなければならない。そこに言語学の科学としての限界がある。言語行為が成り立つためには、話し手と聞き手、あるいは作者と読者、またその言語行為の営まれる場、さらに伝達される意味内容といふものが条件となる。しかし、それらの諸条件がすべて言語学の対象となるわけではない。それらの諸条件について、もし何らかの一般的法則を導き出し得るならば、そこに言語活動の体系といふものが成立し、その研究は言語活動の学といふべきものであらう。しかし、従来、言語学において対象とされてきたのは、表現された限りの言語であり、どんな話し手、聞き手、または作者、読者であらうと、どんな特殊な場において言語行為が営まれようと、また、どんな特殊な意味内容が伝達されようと、表現された限りの言語を対象として、そこにどんな法則が支配してゐるかを見いださうと努めてきたのである。それはあくまでも一般的な法則を目ざしてゐるのであって、特殊なものを求めてはゐない。特定の言語表現についてその独自の意味を明らかにしようとする解釈とはこの点において性質を異にする。解釈の場合には、ある作品がどんな人によってどんな場合に、どんな意図をもって書かれたか、また、どんな相手に向って書かれたかを詳しく調べなければならないが、それは言語学・国語学の領域に入るにしても、特殊の分野に属することであって、言語学・国語学の本来、また常に目ざすものであるとは言へない。もちろん、言語学や国語学が単に一般抽象の世界に遊んで、特殊の具体的な問題に無関心であっていいといふわけではない。具体的な言語の事実を対象としながら、その一般的法則を明らかにすることがやがて個々の特殊な問題の解決を図る場合の基礎を提供するのである。特殊の作品を解釈するにも、一語一語の意味のせんさくに終るわけにはいかない。前にも述べたやうに、言語表現と意味とは常に平行するものでないから、文の構造を全体として明らかにした上で、それが意味とどのやうに対応するかを考へなければならない。 Gleason が、

> In order to make the study of meaning as effective as possible, we must first have an objective understanding of structure. Only a person wholly uninterested in any ultimate understanding of meaning can afford to base his structural analysis on meaning to any greater extent than may be unavoidable. (註四)

と言ってゐるが、これは右に述べたやうな趣旨で理解する限り、妥当なことばと思はれる。

また、言語の理解と言っても、それはどの程度まで可能かといふことが問題であり、また、どの程度までの理解を目標とすべきかといふことも問題である。Pike が、会話で天候について話し合ふとき、実は天候の事実にはまるで関心がなく、本意は、相手の気分をやはらげ、あるいは相手となじみになることにあるといふ場合があると言ってゐるが(註五)、このやうな本意を見抜くことを言語の理解とし

て当然目的とすべきかどうかといふことも問題であらう。

言語の理解が困難である場合、解釈のし方にのみ責めを帰することはできない。表現そのものが的確を欠くことがあり、時には表現をわざとあいまいにすることがある。それだけでなく、言語表現そのものに限界があるのである。極めて特殊異常な体験も、社会共通の一般的な法則に従はなければ、言語として表現されない。従って、言語として表現してしまへば、異常な体験も、独自の感情も稀薄なものにならざるを得ない。しかし、言語といふ形式によって、「これはかういふことだ。」と言って、「これ」といふ特殊なものを、「かういふこと」といふ一般的なものに引き直すことによって、理解を求め共感を得ることも可能になる。そこに言語の特色があるのである。

言語の理解については、以上に述べたやうに種々の制約があるのであるが、一方、言語の表現形態については、それがどのやうな意味と対応するかといふことを明らかにする必要がある。文法研究においては、文法上の種々の概念や法則がどのやうな意味と対応するか、その関係を明確にして、意味への接近を図るべきである。たとへば、先に述べた主語が意味上の概念としての主体とか主題とかに対応する事実を明らかにするといふやうなことである。動作の主体や叙述の主題が常に文法上の主語として表現されると限らず、連用修飾語として表現されることもある。意味の方を主として、それがどのやうな文法形式によって表現されるかといふ点からの観察も可能であらう。それは一種の表現文法と言はれる類のものである。意味の体系的研究が進めば、表現形態の体系との関係も明確なものとなるであらうが、意味の体系化の困難な現状では、表現形態の体系を明らかにし、それがどのやうな意味と対応するかを考へるのが、着実な方法であると思はれる。

「解釈文法」といふことばがしばしば使はれる。そのさすところが明らかでないが、具体的な場合について考へてみると、ある作品を解釈するために重要な文法上の諸事項をさしてゐるやうである。その実質は単に文法といふのと異ならないものである。異なるとすれば、ある時代の文法体系のうちで、ある作品にはどの種類の表現が多く使はれてゐるか、あるいは解釈上どんな困難な問題があるかといふ点である。しかし、これらは、文法の問題とは言ひながら、個性的表現としての文体に関するものが多いと考へられる。満足すべき解釈に到達するためには、文体の研究に進むべきであって、一般的な文法の研究が個性的な文体の研究と相並んで行はるべきものと考へられる。

註（一）橋本進吉『新文典別記　口語篇』第三章「主語　述語　修飾語」参照。

（二）松村明「「水を飲みたい」という言い方について」（『江戸語東京語の研究』）

（三）橋本進吉、前掲書に、「主語は或事を述べる題目（又は主題）となる語であり、述語はその題目について述べ説明するものであるといふ定義が一般に行はれてゐます。」とある。

（四）H. A. Gleason, An Introduction to Descriptive Linguistics. Revised Edition pp. 94-95

（五）K. L. Pike, Language in Relation to a Unified Theory of the Structure of Human Behavior. Part III p. 90

――東北大学教授――